

資料2

退院時に医療機関とケアマネジャーとの情報共有が必要な患者の基準（介護保険の未認定の場合）

退院時の情報共有が必要かどうか迷う場合は、下記を参考にしてください。

1. 必ず退院時の情報共有が必要な患者（介護認定にて要介護の可能性あり）

立ち上がりや歩行に介助が必要

食事に介助が必要

排泄に介助が必要、あるいは、ポータブルトイレを使用中

日常生活に支障を来すような症状がある認知症（疑いを含む）

（ADLは自立していても）がん末期

新たに医療処置（経管栄養、吸引、バルーンカテーテル留置など）が追加

1項目でも当てはまれば（さらに重度も含めて） ⇒ 居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）へ連絡

2. 上記以外で退院時の情報共有が必要な患者（介護認定にて要支援の可能性あり）

在宅では、独居かそれに近い状態で、服薬管理、調理や掃除など身の回りのことに介助が必要

⇒ 地域包括支援センターへ連絡